

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第七号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「伊万里市」を「伊万里市 武雄市」に改め、同表第三号の二レ中「第百十五条の七第一項」を「法第百十五条の八第一項」に改め、同号ソ中「第百十五条の七第二項」を「第百十五条の八第二項」に改め、同号ツ中「第百十五条の七第三項」を「第百十五条の八第三項」に改め、同号ネ中「第百十五条の八第一項」を「第百十五条の九第一項」に、「又は」を「又はその指定の」に改め、同表第六号中「この号」の下に「及び次号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 法第二十四条第一項の規定により、販売禁止鳥獣等	鳥栖市
の販売の許可をすること。	

第二条の表第二十五号の二中「佐賀市」を「佐賀市 唐津市 鳥栖市 鹿島市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の表第三号の二の改正規定は公布の日から、同表第一号の改正規定は同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十三年六月一日において、改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の表第一号の上欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の規定により知事が行った認証その他の行為で現に効力を有するもの又は同日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）で、同日以後においては武雄市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、武雄市長がした認証その他の行為又は武雄市長に対してなされた申請等とみなす。

3 この条例の施行の際、改正後の条例第二条の表第六号の二及び第二十五号の二の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請等で、同日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請等とみなす。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
<p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ～ナ 略</p>	<p>市町又は広域連合</p> <p>唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 神埼市 基山町 太良町</p>	<p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ～ナ 略</p>	<p>市町又は広域連合</p> <p>唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 鹿島市 神埼市 基山町 太良町</p>
<p>一の二～三 略</p> <p>三の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ～タ 略</p> <p>レ 法第百十五条の八第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。</p> <p>ソ 法第百十五条の八第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表をすること。</p> <p>ツ 法第百十五条の八第三項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ネ 法第百十五条の九第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又はその指定の効力を停止すること。</p>	<p>佐賀中部広域連合</p>	<p>一の二～三 略</p> <p>三の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ～タ 略</p> <p>レ 第百十五条の七第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。</p> <p>ソ 法第百十五条の七第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表をすること。</p> <p>ツ 法第百十五条の七第三項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>ネ 法第百十五条の八第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は効力を停止すること。</p>	<p>佐賀中部広域連合</p>
<p>三の三～五 略</p> <p>六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この号及び次号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>六の二 法第二十四条第一項の規定により、販売禁止鳥獣等の販売の許可をすること。</p> <p>七～二十五 略</p> <p>二十五の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づ</p>	<p>各市町</p> <p>鳥栖市</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 鹿島市 神埼市</p>	<p>三の三～五 略</p> <p>六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>七～二十五 略</p> <p>二十五の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づ</p>	<p>各市町</p> <p>佐賀市 神埼市</p>

改正後	<p>く事務のうち次に掲げるもの イ、ニ 略</p> <hr/> <p>二十五の三、二十八 略</p>
改正前	<p>く事務のうち次に掲げるもの イ、ニ 略</p> <hr/> <p>二十五の三、二十八 略</p>